

令和2年度遠野市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

令和2年9月9日制定

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進に関し必要な事項を定め、もって障害者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進に資することを目的とする。

2 適用範囲

この方針は、本市の全組織を対象とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、法第2条第2項から第4項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

- (1) 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 生活介護事業所
- (4) 就労移行支援事業所
- (5) 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (6) 小規模作業所
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に規定する子会社の事業所（特例子会社）
- (8) 重度障がい者多数雇用事業所（アからウまでの全てを満たすもの）
 - ア 障がい者の雇用者数が5人以上
 - イ 障がい者の割合が従業員の20パーセント以上
 - ウ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30パーセント以上
- (9) 障害者雇用促進法に規定する在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体

4 調達の対象となる物品等

障害者就労施設等が提供可能な物品等とする。

5 調達の実施

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進については全庁的に取り組むものとする。

- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、障害者就労施設等からの調達を優先的に行うよう努めるものとする。
- (3) 健康福祉部健康福祉の里福祉課は、障害者就労施設等が供給できる物品等について、障害者就労施設等からの情報をもとに各組織に情報提供を行うものとする。
- (4) 健康福祉部健康福祉の里福祉課は、障害者就労施設等からの物品等を優先的に調達するよう各組織に依頼するものとする。
- (5) 障害者就労施設等からの調達が可能な物品等については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の2第1項第3号の規定による随意契約により障害者就労施設等からの調達を推進するものとする。

6 調達の目標

令和2年度は令和元年度に障害者就労施設等から調達した物品等の実績を上回ることを目標とする。

7 調達の推進を図るための方針及び調達実績の公表

法第9条第3項の規定によるこの方針の公表及び法第9条第5項の規定による調達実績の公表は、市ホームページへの掲載等の方法により行うものとする。

8 担当所管

この方針の担当所管は、健康福祉部健康福祉の里福祉課とする。